

# 社会福祉法人 諏訪福祉会

## 女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日

目 標 1： 全職員の有給休暇取得率（本年度付与分）を50%以上とする

＜実施時期・取組内容＞

- 令和7年4月～ 部門ごとの有給休暇取得率を管理者会議で公表し、全職員で情報を共有する。
- 令和8年4月～ 有給休暇の取得率が低い職員に対して、管理者または総務課が面談を行う。また平等に取得できるように、取得率が高い部門からのヘルプ体制を強化し、40%以上の取得を目指す。
- 令和9年4月～ 誕生日休暇やリフレッシュ休暇（連続2日）の取得を推進し、取得率50%を目指す
- 令和10年4月～ 有給休暇の取得率50%以上となるように、再度管理者会議で周知する。

目 標 2： 男性の出生時育児休業の取得者を70%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

- 令和7年4月～ 育児休業制度に関する規程の周知（制度に関するパンフレットの配布）を図り、全職員で情報を共有する。
- 令和8年4月～ 子が生まれた場合等制度の活用機会がある際、上司より取得を促す。
- 令和9年10月～ 柔軟な働き方を実現するための措置を選択できるように、再度管理者会議で周知する。